



地震や豪雨で被害を受けた皆さまへ しまねの木（県産木材）を 使った住宅の再建を支援します

平成30年度 県内産木材活用被災者住宅再建助成事業

地震や豪雨で被害を受けた方が行う
県産木材を使った木造住宅等の新築・購入、増改築などに
助成することにより、安心して暮らせる住宅の再建を支援
する制度です。

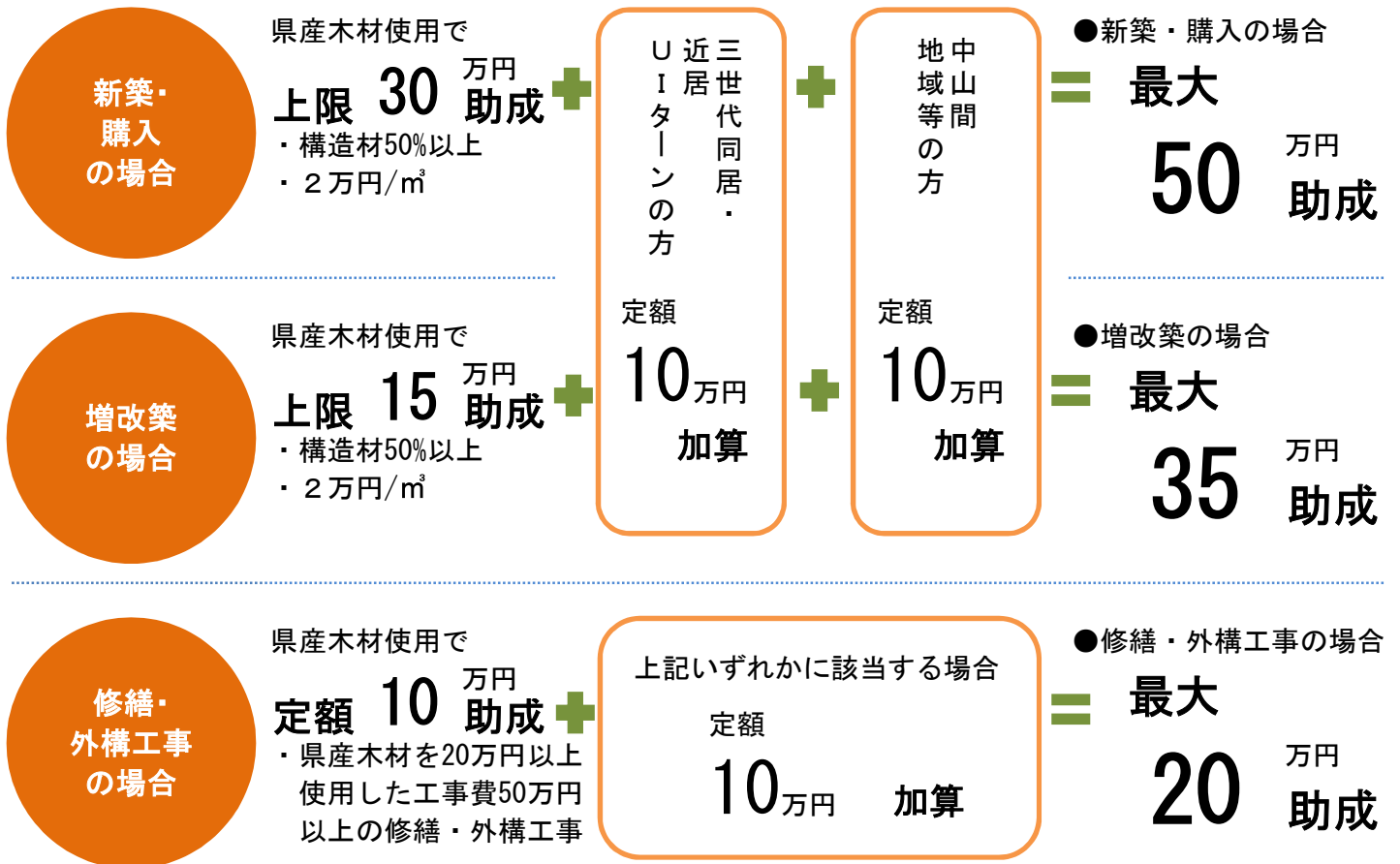
助成対象

島根県西部を震源とする地震または
平成30年7月豪雨により被災した
住宅等の所有者

※外構工事以外は罹災証明が必要です。
※外構工事は被災証明が必要です。

対象施設

被災した個人住宅及び当該住宅に隣接して
一体的に設置された塀、車庫、倉庫など



※ただし、本事業と「被災者生活再建支援事業」及び「石州瓦産業経営強化支援事業」の助成額合計が実際に掛かった額までとする。
※近居は、同一地域（地区公民館区域または直線距離で5km以内）に居住する場合
※Uターンは、県内に転入後5年以内の場合
※中山間地域等は、島根県中山間地域活性化計画に定める中山間地域、過疎化地域と見なされる区域を含む過疎地域及び
半島振興法に指定された地域のいずれかに該当する場合

このほか、金融機関による住宅ローンの金利割引制度や、市町村助成がある場合があります。詳しくは金融機関（山陰合同銀行、島根銀行、島根中央信用金庫、日本海信用金庫、しまね信用金庫、JALしまね）・市町村へお問い合わせください。

問い合わせ先 **（一社）島根県木材協会** TEL 0852-21-3852 FAX 0852-26-7087
〒690-0886 松江市母衣町55（林業会館3F）